

意見書案第 8 号

「手話言語法」制定を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成26年12月16日

提出者 文教福祉常任委員長 山本美和

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う語彙(ごい)や文法体系をもつ視覚言語です。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

このような中、平成18年(2006年)12月の国連総会において採択され、平成20年(2008年)に発効した「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、平成21年(2009年)には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年(2011年)8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報保障施策を義務付けています。

さらに、平成26年(2014年)1月20日、我が国は障害者権利条約を批准し、同年2月19日には我が国において障害者権利条約が発効していることも踏まえ、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、また、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を推進することが必要であると考えます。

よって、国会及び政府におかれては、そうした環境を整備するため不可欠である法整備として「手話言語法」を制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

厚生労働大臣 様

内閣官房長官 様